

## くじ抽選の方法について

### 第1 期間入札

期間入札（郵便等又は持参）において、落札となるべき同一価格の入札が2者以上の場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札候補者の決定を行うものとする。

#### 1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札参加者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、あらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。

なお、記入のされていない、不明瞭で判別できない場合などは、書留お問い合わせ番号（11桁）等の下3桁の数字を記載したものとみなす。

##### (1) 郵便等の場合

＜書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号＞

「\*\*\*（3桁）-\*\*（2桁）-\*\*\*\*\*（5桁）-\*（1桁）」 合計11桁で表示された番号

※ 信書便事業者においては、配達状況確認サービス等による追跡番号（提出方法として認めている場合）

##### (2) 持参の場合

入札書等を持参したときに渡される受付票に記載の受付日時（2桁）月（2桁）日（2桁）時（2桁）分に「999」を乗じて得た数を書留お問い合わせ番号（11桁）と見なすものとする。（時間は24時間表示とする。）

例えば：受付時間が5月21日9時10分の場合、

05210910 × 999 = 「052-05-69909-0」を番号と見なす。

### 2 くじの手順

(1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、…）を付与する。

※ 持参の場合は、1の（2）により算出された番号とする。

※ 同一開札日に複数の入札案件に参加する場合において、外封筒にまとめていれて送付することを認めている場合においては、外封筒に貼付けされた書留お問い合わせ番号をそれぞれの入札案件の抽選番号とする。

(2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）の「抽選番号」の入札参加者を落札候補者とする。

**(例) 入札参加者 4 者が同額入札の場合**

ア 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、…）を付与する。

（※下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。）

業者名	任意のくじ番号 (入札書に記載)	お問い合わせ番号 (書留引受番号)	抽選番号
A社	351	***-**-**154-1	0
B社	589	***-**-**368-5	1
C社	028	***-**-**753-3	2
D社	530	***-**-**909-0	3



イ くじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

$$351 \text{ (A社)} + 589 \text{ (B社)} + 028 \text{ (C社)} + 530 \text{ (D社)} = 1498$$

$$1498 \div 4 \text{ (者)} \cdots \underline{\text{余り2}}$$

ウ 順位の決定

業者名	抽選番号	落札
A社	0	
B社	1	
C社	2	○
D社	3	

## 第2 期日入札

期日入札（入札参加者が特定の日時に一堂に会して入札・開札する）において、落札となるべき同一価格の入札が2者以上の場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札候補者の決定を行うものとする。

### 1 くじの方法及びくじを引く順番の説明

期日入札では、開札後、入札結果を読み上げた後に、くじ引きの対象となる入札参加者に対して、くじの方法及びくじを引く順番を決める方法を説明する。

※ 棒・木片・紙片・電線・球体などを「くじ」とし、当たりとする一つの数だけ、文字・記号・色などにより目印を付け、他のものと識別できるものを用意して、あらかじめ同様にくじを引く順番を決めて、対象者に引かせる方法が一般的であると考える。

### 2 くじの手順

- (1) くじを引く順番を決めるために、連番で数字を書いた棒などを目隠しした箱などに入れて、対象者に引かせ、くじを引く順番を決める。
- (2) 次に、落札候補者とする一つの数だけ、文字・記号・色などにより目印を付け、他のものと識別できるようにしたものについての説明を行い、先に決定したくじを引く順番に基づいて、落札候補者となる目印を書いた棒などを一つとそれ以外の棒などを目隠しした箱などに入れて、対象者に引かせ、落札候補者を決定するものとする。

### <留意事項>

落札者を決定するに当たって、くじ引きを拒否し又は棄権することは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による入札書の撤回と同等の行為とみなされ、禁止されている（昭和38年12月19日自治省行政課長通知）。したがって、くじを引かない者がいるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、当該入札事務に関係のない職員をしてくじを引かせ、落札者を決定することになる。